

経済危機対策に盛り込まれた雇用対策の実施状況

【平成21年度補正予算(約2.5兆円)】

雇用維持

○雇用調整助成金の拡充等 6,066億円 【休業等実施計画届受理状況(2009年6月) 事業所数 75,532件 対象者数 2,382,931人】

- ・派遣労働者を含む労働者の解雇等がない場合、助成率を9/10(大企業3/4)に引上げ。【3月30日～】
- ・残業時間削減により雇用維持をした場合、助成(契約労働者:年30万円、派遣労働者:年45万円(大企業は各々20万円、30万円))。【3月30日～】
- ・大企業の教育訓練費の引上げ。1年間の支給限度日数(200日)の撤廃。【6月8日～】

○派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等

- ・派遣先による中途解除に伴う損害の賠償の確保、派遣元による雇用の維持及び労働基準法の遵守等の指導監督の実施。【3月31日 指針改正】
- ・資産、現金・預金等の許可要件の厳格化。【5月18日 要領改正】

雇用創出・再就職支援

○雇用創出対策 3,000億円

- ・緊急雇用創出事業(基金)の積み増し等。【都道府県に順次交付予定】

○再就職支援・能力開発対策

◇「緊急人材育成・就職支援基金」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援 7,000億円

- ・雇用保険を受給できない者を対象に職業訓練の拡充及び「訓練・生活支援給付」の支給。【7月15日以降、全国のハローワークで相談、受付開始。訓練は7月29日以降順次開始(相談者数 約8,200件)。給付金支給は8月10日の週以降を予定(相談者数 約12,600件)(7月28日現在)。】
- ・十分な技能・経験を有しない者への中小企業等による実習型雇用・雇入れの支援。【7月10日より事業開始】
- ・介護、ものづくり分野などに係る職場体験や職場見学の実施。【7月31日より事業開始】
- ・長期失業者や住宅を喪失し就職活動が困難となっている者への再就職、住居・生活支援。【8月中旬より事業開始】

◇職業能力形成機会に恵まれない者への職業能力開発支援の拡充・強化 145億円 【6月1日より順次事業開始】

◇ハローワーク機能の抜本的強化 265億円 【6月以降随時相談員を7,043人、7月1日より職員を304人、全国のハローワークに配置】

セーフティネット・生活支援等

○住宅・生活支援等 1,704億円 【7月8日に全国会議を実施し、詳細指示。10月から全国の自治体・社協で実施予定】

- ・雇用と住居を失った者への、住宅手当の支給、生活資金の貸付等。

○内定取消し対策、外国人労働者支援等

◇内定取消し対策等 76億円

- ・未内定学生等への就職面接会の実施等。【4月以降順次実施】
- ・未払賃金立替払に必要な原資の増額等。【6月1日 追加交付済み】
- ・育児休業等を理由とする解雇等への指導強化等。【3月16日に都道府県労働局長あてに通知】

◇障害者の雇用対策 5.5億円

- ・雇用調整助成金の助成率の引上げ。【6月8日～】
- ・公的機関での「チャレンジ雇用」の拡大。【7月1日から採用に向けて着手】
- ・ハローワークの障害者専門支援員の増員。【6月以降随時全国のハローワークに配置】

◇外国人労働者への支援 緊急人材育成・就職支援基金の内数他

- ・通訳・相談員の増配置等。【6月1日より、計133人の相談員を、日系人集住地域を中心に配置】
- ・日系人に対する日本語能力を含む就労準備研修の実施。【5月より事業開始。7月16日現在受講者1,886人】
- ・帰国希望の日系人離職者・家族(【4月1日より事業開始。7月28日現在申請8,435人】)や外国人研修・技能実習生の帰国支援。【7月7日に事業開始】